

伊豆の国市立葦山小学校 いじめの防止等のための基本的な方針

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1章 第2条「定義」》

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子供の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの子供が入れ替わりながら、いじめる側やいじめられる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められる。いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい子供を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子供を育てていく。「地域の子供は地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組む。

(1) いじめの未然防止－健やかでたくましい心を育む－

子供一人一人が、自分と他人を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

学校においては、子供と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。学級活動や道徳の時間を活用し、子供自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団を育てていく。また、教職員は、いじめの未然防止や早期対応、いじめの指導に関する研修を実施するとともに、本方針を公開し児童及び保護者に周知する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア 早期発見

- ・日常から子供の言動や表情に気を配り、変化等を見逃さない。
- ・毎月末に児童対象の「いじめアンケート」を実施する
- ・年2回（6月、11月）の教育相談により、児童から直接悩みなどを聞き取る。
- ・けんかやふざけ等がいじめに発展することも多いため、児童の表れに気を配る。
- ・スクールカウンセラー等と連携し、学校における相談機能の充実を図る。
- ・学校全体で情報共有を図り、組織的に対応する。

イ 早期対応

- ・児童や保護者の訴え、教師の気付き等によりいじめを発見したときは、速やかに被害児童の安全を確保し、被害児童・加害児童から事実確認をしたのち、担任に連絡する。また、問題の及ぶ範囲を正確に把握する。
- ・担任はいじめを確認したら、直ちに学年主任、生徒指導主任等に報告をし、適切な対応を検討する。学年主任、生徒指導主任は、校長、教頭、主幹教諭に事実を報告し、今後の指導の方向や対応を確認する。校長は、状況に応じていじめ対策委員会を招集する。いじめ対策委員会は、方針等を協議し対応にあたる。
- ・被害、加害児童の保護者に連絡し、いじめ解消に向けて支援及び指導助言を行う。
- ・被害児童の心のケアに努め、「一人ではない」ことを伝え、安全を十分に確保する。

- ・ 事案の認知、指導後は経過観察を行い、いじめ解消を確認するまで支援を継続する。
- ・ 加害児童に命の大切さや善悪の判断などについて、継続して指導する。必要に応じて、カウンセリングを行う。(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育委員会・相談センター・児童相談所・警察等、関係機関との連携)
- ・ いじめの原因やその背景等について再検討し、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組を推進する。
- ・ 発生した事案について、記録を作成すると共に全教職員で情報を共有し、再発防止に努めるほか、各学級・学年において、いじめを許さない、見逃さない環境づくりに努める。

ウ 「いじめ対策委員会」

- ・ 校内に「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて会を開く。校長が招集する。
- ・ 構成員…校長、教頭、主幹、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学年、スクールカウンセラー(状況によって柔軟に構成する)
- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期対応、関係機関との連携等について検討する。
- ・ いじめの状況や対応について学校だより等で情報提供を行い、児童保護者に啓発する

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ スマホ・ケータイ安全教室や総合的な学習の時間、学活を使って、SNSやLINEの落とし穴、著作権、肖像権等の情報モラルを付けさせる指導の充実を図る。
- ・ インターネットを利用して送信される情報の高度の流通性や、発信者の匿名性、インターネットで送信されている情報の特性を踏まえ、インターネット上でのいじめの防止やネットトラブルに対処できるよう、児童、保護者に向けた啓発活動や情報モラル研修会を定期的に行う。
- ・ 不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

(5) 関係機関との連携

- ・ 指導困難な場合、また犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会や警察等と連携して対処する。
- ・ 日頃から、警察、児童相談所、伊豆医療福祉センター等の医療機関、田方教育会館教育相談室等の外部機関との連携を密にしておく。

第2 重大事態*への対応

- ・ 直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、事態への対応や同種の事態の防止にむけ、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- ・ 速やかに教育委員会、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。また、必要に応じて、ためらわずに警察等関係諸機関に通報する。
- ・ 情報発信・報道対応は、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した提供を心がける。その際、教育委員会と連携して対応に当たる。
- ・ 当該事案の問題解決にとどまらず、いじめの未然防止につながる指導、組織体制の見直しを行い、本方針を改善する。

*重大事態とは

- ・ いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(自殺の企図、身体への重大な傷害、金品等の重大な被害、精神的疾患の発症等)
- ・ いじめにより子供が相当の期間学校を一定期間連続して欠席しているとき。
- ・ 子供や保護者から、いじめにより重大事態に至ったと申立てがあったとき。

【緊急時の組織的対応】

